

開 会 10:00

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和3年第2回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、9番飯田議員、11番萩原議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

議会運営委員会の報告をいたします。

まず、最初に、委員会の開催状況でございますが、当委員会は5月の28日、6月7日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを始め、11件の議案が提出されている他、報告3件、同意13件、議員発議として6件、一般質問は7名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてであります。議案、審議内容や今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6月8日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、6月15日の1日間とすることといたしました。

一般質問等についてでございます。

これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められております。

質問の時間についてであります。従来通り、答弁を含め60分の時間制とします。

また、質問、答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことといたします。

理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることといたします。

なお、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は、事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いいたします。

最後でございますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、説明、質疑及び審議に当たっては、議員、理事者ともに時間短縮に努め、本議会の効率的な議会運営に対し、皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日といたします。

一般質問においては、一問一答方式で行い、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演壇で、2回目以降は自席で行うことといたします。

質疑の回数は、再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対し、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営を図りますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長から諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりであります。ご了承願います。

次に、町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

始めに、令和2年度江差町各会計決算見込みについて、ご報告申し上げます。

令和2年度の各会計につきまして、5月末をもって出納閉鎖をいたしましたので、決算見込みについて、ご報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額64億8,269万1千円に対し、歳出総額62億3,812万5千円、歳入歳出差引2億4,456万6千円となりました。

このうち、繰越明許費の繰越により、翌年度へ繰り越すべき財源として、6,736万5千円を差し引いた後の、実質収支が1億7,720万1千円となりました。

このうち、地方自治法第233条の2、但し書きの規定により、9,000万円を財政調整基金に積立し、残額8,720万1千円は、令和3年度に繰り越しいたしました。

これにより、令和2年度末の現在高に決算余剰金処分による積立額を加えた財政

調整基金の現在高は、23億2,046万円となりました。

令和2年度決算につきましては、歳入の面では、町税収入や地方交付税交付額が当初見込みを上回ったこと、歳出の面では、各種建設事業費の減少や特別会計への繰り出しが当初見込みを下回ったこと等が収支の結果に繋がったものでございます。

以下、各特別会計の決算につきましては、資料のとおりとなっておりますと記載しておりますけれども、資料は、別途配布させていただきますので、割愛させていただきます。

次に、令和2年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。

令和2年度の水道事業会計につきましては、3月末をもって決算をいたしましたので、その概要について、ご報告申し上げます。

当年度の損益決算において、営業収益で2億6,506万3千円、営業費用では2億5,682万5千円となり、823万8千円の営業利益となるものです。

また、営業外収益は1億8,772万5千円、営業外費用では5,310万円となり、1億3,462万5千円の利益を生じ、営業利益と合わせて、1億4,286万3千円の経常利益となり、当年度の特別損失、3,250万9千円を差し引いた、1億1,035万4千円が純利益となるものでございます。

本決算により、当年度純利益1億1,035万4千円に前年度の繰り越し利益余剰金5,179万8千円を併せた、1億6,215万2千円が利益余剰金となるものでございます。

また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますと記載されておりますけれども、別途、配布させていただきますので、割愛させていただきます。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。

高齢者の方々を対象として、施設入所者は4月28日から、一般高齢者は5月15日を皮切りに始まりましたワクチンの接種についてでございますが、6月14日現在、対象者2,930名のうち、1回目の接種は2,058名で、対象者全体の70.2%、2回目を終えた方は713名で、全体の24.3%が接種を終えてございます。

高齢者の接種につきましては、7月末までに完了する見込みとなっております、以降、順次、他の方々へのワクチン接種が可能となるよう、準備を進めておりますので、ご報告申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。